

改 正 後	改 正 前
<p>（備え付けるべき帳簿等）</p> <p><b>第2条</b> 本市において<u>記録及び管理をすべき情報は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>受給者に関する情報</u></p> <p>(2) <u>関係書類の返戻及び保留に関する情報</u></p> <p>(3) <u>受給資格調査員証の交付に関する情報</u></p> <p>(4) <u>父母指定者の管理に関する情報</u></p> <p>（一般受給資格者に係る現況届の処理）</p> <p><b>第11条</b> 市長は、<u>省令第4条第1項の児童手当・特例給付現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。</u></p> <p>(1) 当該届書の<u>記載事項又は公簿等により確認した情報等</u>により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）<u>第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、児童手当（特例給付）認定・認定請求却下通知書により、当該届出者に通知すること。</u></p> <p>(2) 当該届書の<u>記載事項又は公簿等により確認した情報等</u>により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書（別記第5号様式）により、当該届出者に通知すること。</p> <p>（施設等受給者に係る現況届の処理）</p> <p><b>第12条</b> 市長は、<u>省令第4条第4項の児童手当現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（別記第6号様式）により、当該届出者に通知すること。</u></p> <p>（寄附に係る処理）</p> <p><b>第15条</b> 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの<u>法第20条の</u></p>	<p>（備え付けるべき帳簿等）</p> <p><b>第2条</b> 本市において<u>備える帳簿等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>受給者台帳</u></p> <p>(2) <u>関係書類返戻・保留カード</u></p> <p>(3) <u>受給資格調査員証交付簿</u></p> <p>(4) <u>父母指定者管理台帳</u></p> <p>（一般受給資格者に係る現況届の処理）</p> <p><b>第11条</b> 市長は、<u>省令第4条第1項の児童手当・特例給付現況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。</u></p> <p>(1) 当該届書の<u>記載事項等</u>により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）<u>第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、児童手当（特例給付）認定・認定請求却下通知書により、当該届出者に通知すること。</u></p> <p>(2) 当該届書の<u>記載事項等</u>により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書（別記第5号様式）により、当該届出者に通知すること。</p> <p>（施設等受給者に係る現況届の処理）</p> <p><b>第12条</b> 市長は、<u>省令第4条第3項の児童手当現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（別記第6号様式）により、当該届出者に通知すること。</u></p> <p>（寄附に係る処理）</p> <p><b>第15条</b> 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの<u>法第22条の</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>規定による寄附の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとする。</p> <p>2 省 略 (受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る処理)</p> <p><b>第16条</b> 請求者等からの<u>法第21条</u>の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとする。</p> <p>2 省 略 (児童手当等からの保育料の徴収に係る処理)</p> <p><b>第17条</b> 市長は、<u>法第22条第2項</u>に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）の方法によって保育料を徴収しようとするときは、保育料特別徴収通知書（別記第11号様式）により、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。</p> <p><b>附 則</b> <u>この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>2</u>の規定による寄附の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとする。</p> <p>2 同 左 (受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る処理)</p> <p><b>第16条</b> 請求者等からの<u>法第22条の3</u>の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月ごとの前月15日までに行われるものとする。</p> <p>2 同 左 (児童手当等からの保育料の徴収に係る処理)</p> <p><b>第17条</b> 市長は、<u>法第22条の4第2項</u>に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）の方法によって保育料を徴収しようとするときは、保育料特別徴収通知書（別記第11号様式）により、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。</p>